

農地の貸借は農地中間管理事業に原則、 一本化されました。

地域計画の実行に向けて農地中間管理事業を活用しましょう。

農地を貸したい **出し手**

・規模縮小 ・経営転換 ・農地相続 でお困りの方

農地を貸すメリット

貸付期間満了後、
農地は確実に出し手
に戻ります。

貸付期間満了後、
継続して貸付すること
もできます。

設定した地代は機構から
確実に支払われます。

相続税、贈与税の納税
猶予措置が継続され
ます。

農地を借りたい **受け手**

・規模拡大 ・新規参入 をお考えの方

農地を借りるメリット

長期の借入期間により安
定した営農が可能です。

分散した農地の集約化が
可能となり作業効率や生
産性の向上につながります。

地代は機構にまとめて支
払っていただき、機構が出
し手へ個別に支払います。

耕作ができなくなった場合、
次の受け手を探します。



借受と転貸 茨城県農地中間管理機構「農地バンク」(茨城県農林振興公社)

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- ・市街化区域以外の農地であること
 - ・土地改良区賦課金の滞納がないこと
 - ・再生作業が困難な遊休農地ではないこと
 - ・貸借範囲が明確にできること
 - ・大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること
- 貸借期間は原則10年以上ですが、受け手の希望等により10年未満でも設定は可能です。

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、
お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構 TEL.029-350-8687

(公益社団法人茨城県農林振興公社)

■ホームページ

茨城県水戸市上国井町3118-1

<https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

QRコードからでもアクセスできます。

茨城県農林振興公社

検索



各地域お問い合わせ先

■県央農林事務所駐在 TEL.029-231-6560

■県南農林事務所駐在 TEL.029-823-5633

■県北農林事務所駐在 TEL.0294-33-8772

■鹿行農林事務所駐在 TEL.0291-32-6272

■県西農林事務所駐在 TEL.0296-48-8225

農地中間管理機構（農地バンク）を活用して、農地の集約化等に取り組む地域が受け取れる支援金です。
令和7年度まで実施していた「機構集積協力金」に代わる事業です。

農地集約化促進事業

- 対象となる農地** 全域が同一の地域計画に含まれている「地域」です。
- 活用用途** 支援金の用途は、話し合いにより地域で決めることができます。
- 支援内容**

1. 集約化加速タイプ（旧集約化奨励金）

地域計画（目標地図）のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域は、農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

（1）基本タイプ

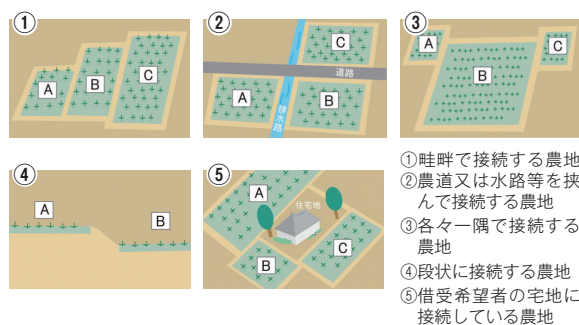
地域の農地面積に占める1ha以上の団地※1面積の割合が集約化目標年度※2までに増加すること

	増加ポイント	交付単価
区分1	10ポイント	1.0万円/10a
区分2	20ポイント	3.0万円/10a

※1「団地」とは、右図のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地です。

※2「集約化目標年度」とは、事業実施年度から起算して5年目の年度です。

団地化図



（2）大規模集約タイプ

（1）の要件を満たす地域において、農地バンクを通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ1団地あたりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積の交付単価は、5万円/10a

（3）誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度までに新たな受け手を誘致するための4ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

誘致団地内の全ての農地について、農地バンクが農地中間管理権を10年以上設定すること。

【いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者（（3）の場合、事業実施年度の前年度の2月末時点で地域計画に位置付けられていない新たな耕作者）に転貸することが必要です。

2. 地域集約化実現タイプ（旧地域集積協力金）

集約化された目標地図が描けている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

（交付要件）

- 目標地図内の農地面積に占める1ha以上（中山間地域では0.5ha以上）の団地面積の割合が5割以上
- 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

	農地バンクの活用率※3		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超 80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

※3「農地バンクの活用率」とは、対象地域の農地面積に占める機構への貸付総面積の割合

※4

➡ 1. 集約化加速タイプと2. 地域集約化実現タイプを活用することで、最大7.6万円/10a

※4 1の(2)、(3)（＝5万円/10a）と2の中山間地域（＝2.6万円/10a）の両方に該当する農地の場合